

# 労務費等を明示した工事費内訳書の提出について

建設工事における適正な労務費確保のため「入札契約適正化法」が改正されました。  
武豊町では入札金額の内訳として、以下の経費の記載を義務化します。

1. 材料費

2. 労務費

3. 法定福利費

4. 建退共掛金

5. 安全衛生経費

**令和8年4月1日 以降**

の入札公告・指名通知案件から適用

※当面の間、上記項目の記載不備のみをもって入札無効とはしませんが、内容の確認を行う場合があります。  
(その他の項目の不備は従来どおり無効となります)

# 内訳書に記載する経費の考え方

経費項目	記載の考え方
材料費	主要な材料費を必須とし、雑材料や建設機械に使用される燃料費・仮設材の賃貸料金等は任意とする。
労務費	積み上げ可能な方式で積算した労務費を計上し、市場単価方式や標準単価方式（その他の物価本掲載価格も含む）で積算した労務費は計上しなくて良い。
法定福利費の 事業主負担額	現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料（介護保険料含む）及び厚生年金保険料（子ども・子育て拠出金含む）の法定の事業主負担額とする。
建退共制度の掛金	「建設業退職金共済制度事務処理の手引き」の「掛金納付の考え方について」を参考に計上し、建退共制度以外の退職金制度の場合は「一」を記載する。
安全衛生経費	【直接工事費】 足場、支保工等 【間接工事費】 交通規制に関する費用、保護具類等

※工場製作等の直接工事費に含まれないものは対象外です。

※内訳書が複数に分かれている場合は、合計した工事費に対して記載してください。

※各経費の考え方は国土交通省HPをご確認ください。

[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo\\_const\\_tk1\\_000001\\_00026.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00026.html)

〈国土交通省HP〉

